

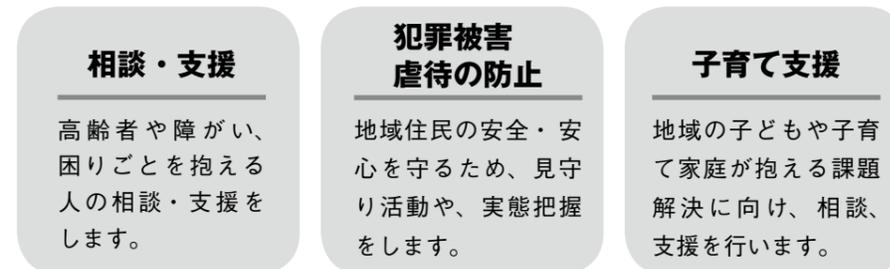
必要な支援につなぎ、解決のためにあなたを支えます 心配ごととは民生委員・児童委員へ

民生児童委員は「支えあう 住みよい社会 地域から」をスローガンに掲げ、地域に根ざした取り組みを進めています。困ったことはぜひ相談ください。



心配ごとや困りごと…
秘密は守ります。お気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員・主任児童委員は、担当区域を持って活動しています。居住する区域の担当委員へ気軽に相談ください。担当区域の委員が分からない場合は問い合わせください。



皆さんと福祉をつなぐパイプ役です。



市内に216人
地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員は、一人暮らしの高齢者をはじめ、障がいをお持ちの人、生活にお悩みのある人など、支援を必要とする人の相談に応じ、市や関係機関との橋渡し役として幅広い活動を行っています。

主任児童委員は、小・中学校や児童福祉関係機関などと連携しながら、児童福祉活動を行っています。

市の委員数は、現在216人（内、主任児童委員は12人）。皆さんが安心して暮らせるよう、身近な相談役として活動しています。

長寿社会課福祉政策担当
☎71・2253 FAX71・2328

後期高齢者医療制度 平成30年・31年度 保険料率が決定しました

保険料率は、医療費の増加見込みなどの推計をもとに2年ごとに見直されます。後期高齢者医療に加入している皆さんの保険料額は6月下旬に決定し、7月以降に決定通知書をお送りします。



保険料率

平成30・31年度保険料率は28・29年度の保険料率と同率の8・3%となります。

保険料の軽減が変わります

●所得割額の軽減
一定の所得以下の被保険者は、所得割額が2割軽減されましたが、30年度以降は軽減がなくなります。

●会社などの健康保険の被扶者であった人の軽減
後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険（市町村国保・国保組合は対象外）の被扶養者であった被保険者は、所得割額が掛からず均等割額が5割軽減されます。なお、31年度以降は資格取得後2年間に限り5割軽減となります。すでに資格を取得し、2年経過した人も31年度以降は均等割額の軽減がなくなります。

■保険料の計算方法

保険料額は、収入金額や世帯構成により異なります。



●継続される軽減（下表）
所得に応じた均等割額の軽減

■保険料の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年収180万円以下（その他所得なし）の場合	9割軽減	4,090円/年
	上記以外の人	8.5割軽減	6,136円/年
33万円+（27万5千円 ^{*1} ×世帯の被保険者数）以下の場合		5割軽減	20,453円/年
33万円+（50万円 ^{*2} ×世帯の被保険者数）以下の場合		2割軽減	32,725円/年

（※1）29年度は27万円 （※2）29年度は49万円

は、引き続き受けられます。
国保年金課国保年金担当
☎71・2475 FAX71・2503

平成30年度の所得証明書の発行

平成30年度（29年中の所得）の所得証明書は、平成30年1月1日に市内に住所があり、市県民税の申告などがある場合に発行されます。同一世帯の親族以外の方が申請する場合には委任状が必要です。所得証明書の発行を希望される場合は、税務課または各支所地域課窓口で申請してください

- 発行開始予定日 6月7日（木）
- 交付手数料 1通 300円
- 持ち物 本人確認ができるもの（運転免許証など）

軽自動車税は期限内に納めましょう

軽自動車税の納期限は、5月31日（木）です。納税通知書により、必ず納期限までに納めましょう。なお、「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」の納税義務者氏名は本年度から個人情報保護のため非表示となっていますが、従来どおり利用できます。



☎税務課諸税係 ☎71・2484 FAX72・2065

司法書士による登記・法律無料相談

土地や建物の相続・贈与・売買などの不動産登記に関すること、会社（法人）の設立・変更・解散などの登記に関すること、裁判所への提出書類の作成など、相談に応じます。※相談時間ひとり30分

- ☎6月13日（水）①午前9時～正午 ②午後1時30分～4時30分 ☎市役所2階相談室211 ☎12人（先着順）
- ☎6月6日（水）午前9時～正午に市民相談室へ電話で ☎地域づくり課市民相談室 ☎71・2496 FAX72・3176

松本一日合同行政相談所

国や地方公共団体の仕事についての相談や、各専門家への相談ができる相談所を開設します。
☎5月29日（火）午前10時～午後3時 受付午後2時30分まで ※状況に応じ、早めに受付を締め切ります。
☎井上百貨店7階催事場（松本市）☎無料 ☎不要 ☎総務省長野行政監視行政相談センター ☎026・235・1100
参加予定：長野地方務局松本支局、長野県、松本市、松本年金事務所、松本公証役場、長野県弁護士会、長野県司法書士会、長野県行政書士会、関東信越税理士会、長野県土地家屋調査士会、行政相談委員、総務省長野行政監視行政相談センター